

上野原市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月18日

上野原市長

### 上野原市条例第7号

上野原市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例  
(上野原市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第1条 上野原市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年上野原市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第4条中「並びに」の次に「入院時食事療養費(出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)、」を加える。

(上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年上野原市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「並びに」の次に「入院時食事療養費(出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)、」を加える。

(上野原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正)

第3条 上野原市子ども医療費助成に関する条例(平成20年上野原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「並びに」の次に「入院時食事療養費、」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上野原市重度心身障害者医療費助成条例、

上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例及び上野原市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に受けた医療に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。